

デンカグループコンプライアンス

当社および当社の持分法適用会社での品質不適切行為ならびに当社青海工場での事故におきまして、被害者の方々を含む関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと誠に申し訳なく、衷心よりお詫び申し上げます。当社グループは二度とこのような事態を起こさぬよう原因究明と再発防止に取り組んで参ります。

当社グループでは、「コンプライアンス」を法令・社内規程・社会規範を遵守することと広く定義したうえで、取締役会が設置し社長を委員長とする、デンカグループ倫理委員会が、グループ全体のコンプライアンスに対する取り組みを統括しています。企業倫理と一般法令・環境・品質・労働安全衛生・人権等にかかる各種のコンプライアンスリスクに対し、当社の管理部門各部は、最新法令・判例・他社事例等の情報収集、グループ共通ルール・全社共通規程を含む各種規則の制定・改訂、教育・研修、モニタリング・監査など、各種の予防策の立案と実施に努めています。また、本社管理部門の活動に加え、各事業所・各グループ会社は、社外専門家との連携活動を含め、各分野において平時からコンプライアンスリスクの低減に努めています。

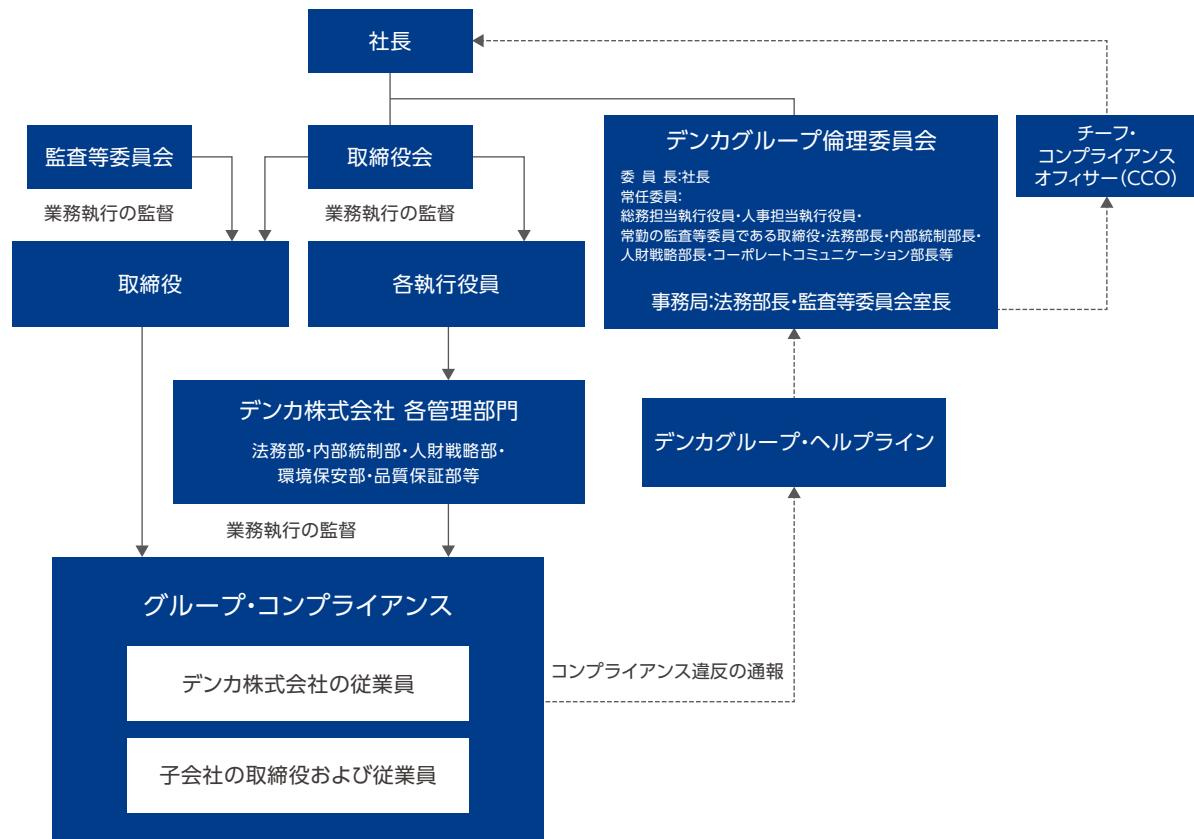
当社グループは、今回の問題を受け、管理部門各部における全グループレベルでの活動に加え、当社の各事業所やグループ会社においても、デンカのコアバリューである「挑戦」「誠実」「共感」の精神に基づき、グループ全体で全従業員が「自分事」として法令遵守を実現できるよう、一層のコンプライアンスの徹底に真摯に努めています。

デンカグループ・ビジネス行動基準

取締役会は、国内外のデンカグループ各社の役職員によるコンプライアンスを確實にし、ステークホルダーからの信頼を得るため「デンカグループ倫理規定」を定めています。さらに、法務部（倫理委員会事務局）は、「デンカグループ倫理規定」の内容を更に具体化した「デンカグループ・ビジネス行動基準（Standards of Business Conduct）」を定めています。これは、デンカグループの経営理念・価値観を実践するためにデンカグループの役員・従業員に求められる、人権尊重や腐敗防止を含むグローバル水準の行動基準（ガイドライン）を定めたものです。

デンカグループのコンプライアンス推進体制

当社は、取締役会が制定した「デンカグループ倫理規定」・「職務基準書」などのグループ共通ルールに基づき、グループレベルでのコンプライアンスの徹底を図っています。取締役会は、デンカグループにおけるコンプライアンスを実現するためデンカグループ倫理委員会を設置し、本委員会は、コンプライアンス推進計画等コンプライアンス全般について審議を行います。同時に、取締役会は、コンプライアンスを統括する執行役員（チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO））と法務・内部統制・総務・秘書担当執行役員を定めています。CCOは、デンカグループのコンプライアンスに関する問題を統括し、法務・内部統制・総務・秘書担当執行役員は、法務部や内部統制部等の活動を通じて国内外のデンカグループに対するコンプライアンス体制の強化を推進しています。



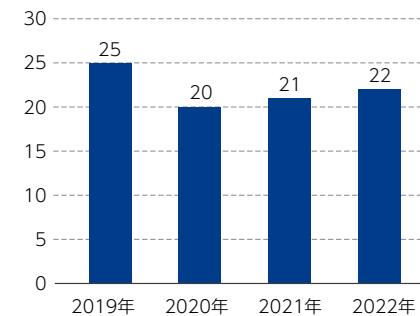
デンカグループ・ヘルpline

デンカグループ倫理委員会は、国内外グループ企業のコンプライアンス違反を早期発見、是正するため、消費者庁のガイドラインに準拠したグループ内部通報制度「デンカグループ・ヘルpline」を運営しています。

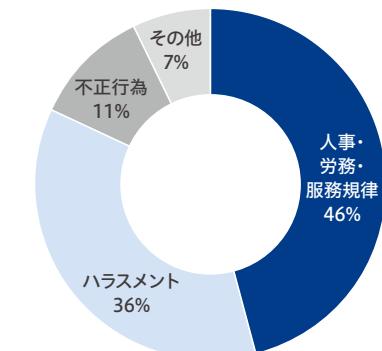
国内外のグループ企業の役員・従業員（派遣社員等契約形態を問わず）と、それらの同居の二親等以内の家族、および公益通報者保護法が定める退職者は、コンプライアンス違反を発見した際、「デンカグループ・ヘルpline」を利用して、いつでも、日・英・中いずれかの言語で、匿名でも顔名でも、デンカグループ倫理委員会に報告することができます。

デンカグループ倫理委員会は、複数の通報受付窓口（社内窓口として本委員会事務局等を、外部窓口として西村あさひ法律事務所と専門事業者）を用意しているだけでなく、通報者の身元を秘密として保持する義務、通報者に対する報復行為の禁止、これらの義務違反に対する厳格な処分等をグループ共通ルールで定めています。法務部も、各種コンプライアンス研修においてこれらの点を周知徹底し、内部通報制度に対する信頼維持と利用促進を図っています。この結果、「デンカグループ・ヘルpline」は活発に利用されており、デンカグループのコンプライアンスの実効性向上に寄与しています。

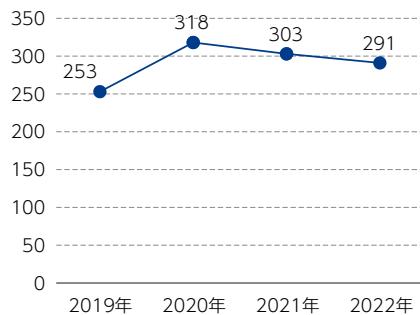
通報数の推移



内部通報の内訳
(2019年度～2022年度累積)



連結従業員数/通報1件の推移



※通報受理時の通報内容に基づく分類であり、認定された事実関係を必ずしも反映しません。

コラム

全世界のデンカグループに対する グローバルコンプライアンス集合研修について



むらまつ まり
法務部 村松 麻里

法務部は、「デンカグループ・ビジネス行動基準」及び各国諸法令の遵守を目的として、国内外のデンカグループ拠点へ赴き、コンプライアンス研修を実施しています。研修は、法務部員によるビジネス行動基準及び現地法律事務所による現地法に関する講習からなり、拠点のリスク状況に合わせて効果的な内容となるよう調整しています。

デンカグループに対するE-Learningの実施

たけいち あおい
法務部 竹市 葵



私は、法務部で、デンカグループの非財務価値を向上させるため、国内外のデンカグループの役職員に向けて、コンプライアンスのE-learning教育を実施しています。「デンカグループ・ビジネス行動基準」の内容、個別の法令分野の教育を、効率的かつ効果的にグループに浸透させるための工夫を日々重ねながら、毎年実施していきます。

デンカパフォーマンスエラストマーの環境経営推進について

デンカパフォーマンスエラストマーLLC(略称DPE)は、米国ルイジアナ州でクロロプレンゴムを製造するデンカのグループ会社です。1969年にデュポン社が操業を開始したクロロプレンゴム製造工場を2015年にDPEが取得し、世界に向けて製品を出荷しています。

DPEは、デンカグループの環境負荷低減方針の下、環境法令が定める化学物質の排出基準を遵守するとともに、排出物、廃棄物を極力低減させることに取り組んでおります。

現在、DPEは、米国デュポン社及びその関係会社とともに、複数の訴訟を受けております。これらの訴訟は、工場周辺に居住する住人が、工場から排出されたクロロプレンモノマーによって、身体的、財産的、精神的損害を被っているとして損害賠償等を請求しているものです。

これらの訴訟に関連して、米国環境保護庁(EPA)は、2015年12月に、National Air Toxics Assessment(NATA:国家大気有害物質評価)を公表し、その中でルイジアナ州ラプラスに所在するDPEのクロロプレンゴム製造工場周辺が米国内で高い発がんリスクを有する地域とされました。このNATA評価において、EPAが2010年に統合リスク情報システム(IRIS / Integrated Risk Information System)に基づき実施したクロロプレンモノマーの毒性評価データが用いられました。DPEは、そのデータにおいて毒性が過剰に評価されているものと考えております。

クロロプレンモノマーの健康リスクについては、国際合成ゴム生産者協会(International Institute of Synthetic Rubber Producers)の資金提供の下、ピツバーグ大学の研究者が実施し2020年12月に更新された疫学的研究では、米国におけるクロロプレンモノマーを取り扱う施設で従事した作業員約7,000名を70年近くにわたり追跡調査した結果、肺がん及び肝臓がんによる死亡率は、クロロプレンモノマーへの暴露と関連が無いと結論づけられました。本調査は2000年末までのデータをもとに2007年に得られた同様の調査結果を追跡調査したもので、2017年までの17年分の作業員の健康調査に関するデータが追加されています。

また、ルイジアナ州腫瘍統計局からは、同工場のある地域の発がん率は同州全体の発がん率に比べ大きな差異が見られなかったことが公表されています。

加えて、DPEは、デュポン社からの工場取得以降、クロロプレンモノマーの排出基準を一貫して遵守しておりますが、デンカグループの環境負荷低減方針の下、さらなる排出量の削減のため、自主的に3,500万米ドル以上の投資による排出量削減設備を導入し、クロロプレンモノマーの排出量85%削減を達成しました(2014年度との比較)。現在も種々改善を行い排出量を継続的に削減しています。

DPEは、前記の2010年にEPAが行ったクロロプレンモノマーの毒性評価の見直しを求め、EPAに対し、生理学的薬物動態(PBPK)モデルを考慮に入れた「見直し要請(Request for Correction/RfC)」を2021年7月15日に行いました。これに対してEPAは、EPAのクロロプレンモノマーに関する毒性評価の基礎となった、統合リスク情報システムの発がんリスク評価およびその補足資料記載の結論は、EPAの情報品質ガイドライン(2002年、米国で作成)と一貫性があるという理由により、科学情報のアップデートがあっても直ちに毒性評価値を見直さないとして、2022年3月14日にRfCの却下を公表しました。

このためDPEは2022年6月10日に「再考要請(Request for Reconsideration/RfR)」を提出しましたが、EPAは2022年10月19日付で再考要請を却下するレターをEPAの公式ホームページに公開しました。これを受け、DPEは、2023年1月11日付でEPAに対して「クロロプレンモノマー毒性評価の正当な見直し」を求め訴訟を提起しました。

その後、DPEは、EPAを代理した米国司法省(DOJ)から、2023年2月28日付で「クロロプレンモノマーの排出に起因する危険を排除すること」を求める提訴を受けており、これに続き、2023年3月20日付で、同内容により仮処分の申し立ての提起を受けました。

これらDOJによる訴訟および仮処分申し立てを踏まえ、同じ論点を争う複数の訴訟を集約するため、2023年4月11日にDPEはEPAへの訴訟を取り下げ、DOJによる2件の提訴において、引き続き最新の科学に基づく正当な毒性評価の見直しを求めていくことに注力することにいたしました。

デンカグループは、ESG基本方針のもと、すべての人々の人権を尊重するとともに、環境保全に努めながら各地域の法令・文化を遵守した企業活動を行っています。引き続き、当社は最新の科学に基づく環境負荷低減を目指すDPEの取り組みを支援してまいります。詳細は当社ウェブサイトに掲載するニュースリリース※をご覧ください。

※2019年6月19日、2020年2月14日、6月8日、6月19日、8月7日、12月17日、2021年3月2日、6月22日、7月20日、2022年4月28日、6月17日、10月28日、2023年1月13日、3月6日、4月21日付ニュースリリース